

## 羽咋市にぎわい交流拠点ロゴマーク等制作業務委託 プロポーザル実施要領

### 1. 業務

- (1) 業務名 羽咋市にぎわい交流拠点ロゴマーク等制作業務委託
- (2) 業務内容 別紙「羽咋市にぎわい交流拠点ロゴマーク等制作業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで
- (4) 提案限度額 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2. 事業の目的と業務の概要

#### (1) 事業の目的

本事業は、羽咋の未来をともし、集い、ふれあう、賑わい拠点づくりを基本コンセプトに、子どもから高齢者までさまざまな世代が集いふれあう場として、羽咋駅周辺と市全体の賑わい創出に寄与する「羽咋市にぎわい交流拠点」（愛称：「Lakuna（ラクナ）はくい」）を整備するためのものである。「羽咋市にぎわい交流拠点」が将来にわたり、多くの方に愛され、親しまれ、利用される施設となることを目指している。

※愛称の説明：「気楽な」という意味からと、Lakunaの"L"はlighting（灯す）の頭文字を取り、施設の基本コンセプトである「羽咋の未来をともし、集い、ふれあう、賑わい拠点づくり」を表し、気楽に楽しく、様々な世代に利用してもらい、羽咋の未来を明るく灯してくれる施設となればという意味が込められている。

#### (2) 業務の概要

本業務は、羽咋市にぎわい交流拠点の施設コンセプトを踏まえ、羽咋市にぎわい交流拠点のロゴマーク等制作業務（別紙「羽咋市にぎわい交流拠点ロゴマーク等制作業務委託仕様書」のとおり）を行うものとする。

#### (3) プロポーザルの実施目的

本プロポーザルは、事業の目的を重視した上で、羽咋市の玄関口となる役割を担い、羽咋駅周辺及び市全体の賑わい創出の拠点として、子どもから高齢者まで多様な世代の集いとふれあいを推進するとともに、市民、事業者及び市が力を合わせ、共に輝き、チャレンジできるまちを創造する場となるための、施設のシンボルマーク、ロゴタイプ及びロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という。）の作成者を選定するものである。

※参考資料：『羽咋市にぎわい交流拠点『Lakuna はくい』施設紹介』（本市ホームページ）

(<https://www.city.hakui.lg.jp/shiseijouhou/machidukuri/6/13840.html>)

羽咋市ホームページ『羽咋市にぎわい交流拠点 PV』（本市ホームページ）

(<https://www.city.hakui.lg.jp/shiseijouhou/machidukuri/6/13292.htm>)

『羽咋駅周辺整備基本計画』（令和2年）

(<https://www.city.hakui.lg.jp/shiseijouhou/machidukuri/6/9216.html>)

『羽咋駅周辺整備基本構想』（平成31年）

(<https://www.city.hakui.lg.jp/shiseijouhou/machidukuri/6/7452.html>)

※上記参考資料については、いずれも本市ホームページ上で閲覧可能

### 3. 参加資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 企画提案書の提出までに令和5・6年度羽咋市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。なお、当該名簿への登録を行う必要がある者は、令和5年7月28日（金）までに市に登録申請を行うこと。
- (2) 過去5年以内（平成30年4月1日から参加資格審査書類の受付締切日までの間）において、ロゴマーク等の制作について実績を有すること。
- (3) 次に掲げる者でないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - イ 国又は地方公共団体その他の公共機関から業務等に関し指名停止の措置を受けている者
  - ウ 国税(法人税又は所得税、消費税、地方消費税)及び地方税を滞納している者
  - エ 宗教活動又は政治活動を目的としてこのプロポーザルに参加しようとする者
  - オ 特定の公職にある者（候補者を含む。）又は政党若しくは政治団体を推薦し、若しくは支持し、又はこれに反対することを目的としてこのプロポーザルに参加しようとする者
  - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有し若しくは社会的に非難される関係を有する者

### 4. 選定日程

6月	12日	(月)	実施要領等の公表・公募開始
6月	22日	(木)	参加申込に関する質問提出期限
6月	23日	(金)	事前対話の受付期限
7月	3日	(月)	参加申込関係書類の提出期限
7月	上旬		参加資格確認結果通知
7月	14日	(金)	実施要領、仕様書等に関する質問提出期限
8月	9日	(水)	提案書等の提出期限
8月	下旬		審査の実施（ヒアリング各者20分程度）
9月	上旬		優先交渉権者の決定・公表
9月	上旬		契約締結

## 5. 参加申込に関する質疑

参加申込に関する質疑については、次のとおり受け付ける。

ア 受付期限 令和5年6月22日(木)午後5時まで

イ 質問方法 電子メール (aisho@city.hakui.lg.jp) にて質問書(様式4)に必要事項を記入し送付。

メールの件名は「羽咋市にぎわい交流拠点ロゴマーク等制作業務委託プロポーザル(質疑)」とすること。

ウ 回 答 上記で受け付けた質問に対する回答は、本市ホームページに掲載し、公表する。この際、市は質問の内容を考慮して、実施要領等の内容を変更する場合がある。なお、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に関係し、質問を提出した事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものについては、当該質問を提出した者にのみ回答する。

## 6. 事前対話の実施

本プロポーザルの公表以降、「5. 参加申込に関する質疑」に示す内容に限らず、個別の事前対話を希望する場合は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期限 令和5年6月23日(金)午後5時

開催日及び開催場所については、希望日時を参考に調整し、事業者へ通知する。

イ 受付方法 電子メール (aisho@city.hakui.lg.jp) にて個別事前対話申込書(様式5)を送付。個別事前対話申込書に必要事項を記入するものとし、メールの件名は「羽咋市にぎわい交流拠点ロゴマーク等制作業務委託プロポーザル(事前対話)」とすること。

ウ 公 表 対話で受け付けた質問に対する回答は、本市ホームページに掲載し、公表する。この際、市は質問の内容を考慮して、実施要領等の内容を変更する場合がある。なお、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に関係し、質問を提出した事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものについては、当該質問を提出した者にのみ回答する。

## 7. 参加申込

### (1) 提出書類

プロポーザルへの参加申込を希望する事業者(以下「参加申込事業者」という。)は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 参加意向申出書(第1号様式)

イ 会社概要(様式2)及び財務状況関係書類

所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの。(パンフレットの使用も可とする。)

ウ 納税証明書(法人税、消費税)

消費税納税証明書については、法人税納税証明書で納税が確認できる場合は不要とする。また、令和5・6年度羽咋市競争入札参加資格者名簿に新規に登録を行う必要がある者で、令和5年7月28日（金）までに市に登録申請を行う場合、納税証明書は不要とする。

エ ロゴマーク等制作業務実績表（様式3）

(2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（封筒等の表面に「羽咋市にぎわい交流拠点ロゴマーク等制作業務委託プロポーザル提出書類在中」と明記し、配達証明付き書留郵便）とする。

(4) 提出先

〒925-8501

石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市役所 2階 都市づくり推進室

電話番号 0767-22-9645

(5) 提出期限

令和5年7月3日（月）午後5時必着

(6) 結果通知

参加資格確認結果は、参加資格確認後、参加申込事業者へ通知する。

8. 実施要領、仕様書等に関する質疑

本実施要領、仕様書等に関する質疑については、次のとおり受け付ける。

ア 受付期限 令和5年7月14日（金）午後5時まで

イ 質問方法 電子メール（aisho@city.hakui.lg.jp）にて質問書（様式4）に必要事項を記入し送付。

メールの件名は「羽咋市にぎわい交流拠点ロゴマーク等制作業務委託プロポーザル（質疑）」とすること。

ウ 回答 上記で受け付けた質問に対する回答は、本市ホームページに掲載し、公表する。この際、市は質問の内容を考慮して、実施要領等の内容を変更する場合がある。なお、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に関係し、質問を提出した事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものについては、当該質問を提出した者にのみ回答する。

9. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

ア 業務に係る作業は、羽咋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書に基づいて協議のうえ開始することとする。

イ 提案書に記載された内容は、参考見積金額の範囲内で行えるものとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

ア 提案書（副本）に提案者が特定できる内容（社名等）を記述しないこと。

イ 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則 A4 版とし、使用する文字の大きさは 12 ポイントとし、書体は任意とする。なお、図表等では他のポイントを使用してもよい。

10. 提案書の作成要領

(1) 提案書の提出について（様式 6）

(2) 業務実施体制（様式 7）

(3) 業務実施スケジュール（様式 8）

(4) ロゴマーク企画提案書（様式 9）

ロゴマーク等、その他コンセプト等を記載すること。

(5) 参考見積及び見積金額内訳書（様式任意）

見積金額は税込で記載すること。

11. 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書（正本 1 部、副本 12 部）

正本、副本ともに A4 サイズ・縦長・左綴（2 穴）ファイリングにより提出すること。

副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

イ 参考見積及び見積内訳書（様式任意）各 1 部

提出された参考見積及び見積金額内訳書は、評価資料とするが、本プロポーザルに係る契約金額算定上の根拠となるものではない。

(2) 提出先

〒925-8501

石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市役所 2階 都市づくり推進室

電話番号 0767-22-9645

(3) 提出方法

持参又は郵送（封筒等の表面に「羽咋市にぎわい交流拠点ロゴマーク等制作業務委託プロポーザル提出書類在中」と明記し、配達証明付き書留郵便）とする。

(4) 提出期限

令和5年8月9日（水）午後5時必着

12. 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。

ただし、羽咋市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者

の承諾を得ずに使用できるものとする。

- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、羽咋市情報公開条例（平成13年3月27日条例第5号）に基づき、同条例第16条第1項又は第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

### 13. 審査、評価及び選定

提案内容の審査にあたり、選定委員会が別紙の評価基準に基づき各評価項目の審査を行う。  
なお、提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

#### (1) 審査方法

ア 場 所 羽咋市役所内会議室

イ 日 時 令和5年8月下旬

時間は調整の上、個別に連絡する。

ウ 審査方法 ヒアリング

出席者は2名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり20分程度（説明10分、質疑10分程度）を予定している。なお、ヒアリングは、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

エ 審査結果 文書で通知する。

#### (2) 最優秀提案者の選定、優先交渉権者の決定、契約の締結

ア 選定委員会の審査結果により、最優秀提案者を選定し、市長への報告を行う。その後、市長が選定委員会の報告を踏まえ、優先交渉権者を決定し、契約締結の交渉を行う。

イ 選定委員会の審査結果が別紙評価基準の配点合計の6割に満たない者は、最優秀提案者として特定しない。

ウ 優先交渉権者との契約締結の交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

### 14. 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

## 15. その他

- (1) 提案書に記載するロゴマーク等は未発表かつ自作のものに限る。
- (2) ロゴマーク等の盗作等の不正な行為が判明した場合は失格とするものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。なお、この場合、羽咋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (3) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式10）を持参（平日の8時30分から17時15分まで。）又は郵送により速やかに提出すること。
- (4) 本プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出後の参加申込書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (6) 電子メール等の通信事故については、羽咋市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 優先交渉権者の決定通知をした日から契約締結の日までの期間において、優先交渉権者となった者が本実施要領第3条第3項に該当した場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、羽咋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (8) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

## 16. 提出先・お問い合わせ先

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア 200 番地

羽咋市産業建設部 都市づくり推進室

電話番号：0767-22-9645 E-mail：[aisho@city.hakui.lg.jp](mailto:aisho@city.hakui.lg.jp)

(別紙)

## 評価基準

項目		評価観点	配点
業務実施方針 (30点)	①業務実施方針及び取組体制等	<ul style="list-style-type: none"><li>・人員配置や業務体制が適切であるか。</li><li>・業務の内容をきちんと理解しているか。</li><li>・役割分担、指揮命令系統が明確であるか。</li></ul>	15
	②ロゴマークデザインの実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務の履行に関し、十分な実績知識を有しているか。</li></ul>	15
ロゴマーク等 (60点)	①シンボルマーク	<ul style="list-style-type: none"><li>・確固たるデザインコンセプトとなっているか。</li><li>・施設等が連想できるものとなっているか。</li><li>・施設等のコンセプトを反映させたものとなっているか。</li><li>・様々な世代の方が興味や親しみを持てるデザインとなっているか。</li><li>・単体でも使用可能なものとなっているか。</li></ul>	20
	②ロゴタイプ	<ul style="list-style-type: none"><li>・シンボルマークのコンセプト等を踏まえたデザインとなっているか。</li><li>・単体でも使用可能なものとなっているか。</li></ul>	20
	③ロゴマーク	<ul style="list-style-type: none"><li>・魅力的なロゴマークとなっているか。</li><li>・シンボルマークとロゴタイプのバランスがとれているか。</li></ul>	20
業務見積価格 (10点)		評価点 = 配点 × 評価係数 * * 評価係数 = 全提案者のうちの最低見積価格 / 当該見積価格 ※小数点以下第2位を四捨五入	10
合計			100